

品物は生かして使っては…

—未利用品(不用品)交換即売品を募集—

昨年から始められて大好評だった「新津市農業祭」、今年も10月28日、29日、30日の3日間にわたって市民会館で開かれます。農具、民具、農産物の展示などのほか、本物の家畜を連れてきたりと、趣向をこらした催しが予定されていますが、今年は新たに新津市消費者協会も加わって、「消費者コーナー」が設けられます。この「消費者コーナー」では、省資源運動の一環として、各家庭に眠っている未利用品・不用品の交換即売会を行う計画で、いま、出品者を募集しています。どなたでも出品できますので、お気軽にどうぞ。

(農業祭のくわしいことは次号でお知らせします)

～未利用品の活用を～



あなたも出品しませんか

どこのご家庭にも、お中元やお歳暮にもらってそのまま箱詰めにしてあるタオルやシーツ、石けんなどがあると思います。捨ててしまうには惜しいし、かといって、家でも十分に間に合っている……こんな品物がありましたら、「未利用品(不用品)交換即売会」へ出品してみませんか?市消費者協会では、あなたからの申込みを待っています。

♡とき…10月28日の午後1時から4時30分までと、29日の午前9時30分から4時30分まで

♡ところ…市民会館の第2、第3会議室

♡出品受付…15日午後5時までに、出品物、住所、氏名、電話番号、即売希望価格を市役所商工観光課内の事務局へご連絡ください。

♡品物の持ちこみ…10月27日の午前中に商工会議所2階の会議室へ。(遠くの方は、新津市消費者協会、新津市婦人団体連絡協議会の役員のお宅へお持ちこみください)

♡交換即売委託品の範囲…各家庭内の大物(手で持ち運ぶことが困難な物)や生物(生鮮食料品)以外の未利用品(台所用品、日用雑貨、家具、玩具、衣料品、缶詰、びん詰など)。なお、風呂敷、タオル、石けん類などは箱入りに限ります。

♡委託品の値づけ…委託品持ちこみの際、即売希望価格を明記してください。記入のないものについては、役員と相談して決めます。

♡委託手数料…無料

♡委託即売代金の支払い…交換会終了後、代金を渡します。なお売れ残ったものは、10月30日に引き取ってもらいます。

※くわしいお問い合わせは、市役所商工観光課内の事務局へ。☎4-2111